

寿楽荘ケアスクール 介護福祉士実務者研修校（通信課程）学則

第1章 総則

（目的）

第1条

寿楽荘ケアスクール 介護福祉士実務者研修校（通信課程）（以下、「本校」という。）は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を得させるための研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能を授け、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

（名称）

第2条

研修の名称は、寿楽荘ケアスクール 介護福祉士実務者研修講座（通信課程）（以下、「本講座」という。）と称する。

（位置）

第3条

- 1、本校事務室は、青森県八戸市大字市川町字夏秋4の特別養護老人ホーム事務室内に置く。
- 2、本校教室は、青森県八戸市田向二丁目2-1の小規模多機能型居宅介護事業所 りんごっこ寿楽荘 地域交流ホールに置く。

第2章 研修期間、定員、対象地域及び在籍期間等

（研修期間、定員及び対象地域）

第4条

本講座の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間	定員	対象地域
1ヶ月以上	1講座20名 年間最大100名	青森県内

（入学及び修了の時期）

第5条

本講座の入学時期は、講座開催月の1日とし、修了時期は、入学時期から1ヶ月以上経過し且つ修了認定を受けた月の末日とする。

(在籍期間)

第6条

在籍期間が2年目以降になる場合には、期間延長の手続きをとり、学校代表者（以下、「代表」という。）の許可を得なければならない。

(休業日)

第7条

1、休業日は、次のとおりとする。

- 一 土曜日、日曜日（面接授業実施日を除く。）
- 二 国民の祝日に関する法律に定める休日（面接授業日を除く。）
- 三 年末年始（12月28日から1月4日まで）の期間

2、前項に定めるもののほか、代表は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程及び授業方法

(教育課程及び授業時間数)

第8条

1、本校の教育は、通信制により行う。

2、本講座の教育課程及び授業時間（実時間）数は、別表のとおりとする。

(授業方法)

第9条

1、授業は、教材及び学習の手引きを配布し、質問応答、学習課題に対するレポートの提出及び面接授業その他適切な方法により行う。

2、面接授業は、小規模多機能型居宅介護事業所 りんごっこ寿楽荘 地域交流ホールにおいて行う。

(印刷教材による授業)

第10条

1、受講生は、第8条第2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところによりレポートで提出し、添削指導及び評価を受けなければならない。

2、受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メール等により質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

第11条

1、面接授業は、第8条第2項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

2、面接授業における出欠の確認方法としては出席簿により出欠を確認する。

3、面接授業期間内に面接授業科目の理解度を評価するため、小レポートを提出させる。

(面接授業の開催時期等)

第12条

面接授業の開催時期等については、別に定めるところによる。

(科目の修了認定)

第13条

1、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了している場合のほか、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士学校及び福祉系高等学校等並びに厚生労働大臣の指定を受けている介護福祉士養成施設が行う教育科目（介護福祉士実務者研修の教育内容と同様の教育を行う科目に限る。）の一部及び介護福祉士実務者研修の教育科目の一部を修得している場合並びに地域の団体等で実施されている研修であって、一定の内容・質、時間数が担保されているもの（厚生労働省地方厚生（支）局に届け出て受理されたものに限る。）を修了している場合には、各修了証明書等を本人からの申請に基づき確認した結果、教育内容の一部について修了認定が可能であると判断された場合には、科目単位を本校で履修し修得したものとみなす（「修了認定」という。）ことがある。

2、前項に定める研修等のうち、介護職員初任者研修、訪問介護員養成研修、介護職員基礎研修、認知症介護実践者研修及び喀痰吸引等研修を修了した者の前項の規定に基づく修了認定については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について（平成23年11月4日社援基局1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）」の別添1のとおり取扱うものとする。

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第14条

本校に次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 代表者 1名
- 二 専任教員兼事務職員 1名
- 三 兼任講師 2名

(教員会議)

第15条

1、本校に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織する。

2、教員会議は、代表が召集し、その議長になる。

3、教員会議は、次の事項について審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 受講生の募集に関する事項
- 三 受講生の修了に関する事項
- 四 研修生の除籍に関する事項
- 五 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
- 六 教員の選考に関する事項
- 七 その他必要と認める事項

第5章 受講手続、受講許可及び除籍

(受講手続及び受講許可)

第16条

1、本講座を受講することができる者は、本講座受講申込期間の定員数内に所定の申込用紙等にて応募し、所定期日までに受講料を納付した者とする。

2、代表は、前項の受講手続を完了した者に受講を許可する。

(除籍)

第17条

次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、代表が除籍する。

- 一 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者
- 二 面接授業をすべて無断欠席した者
- 三 死亡の届出があった者

第6章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(学習の評価)

第18条

1、代表は、第8条第2項の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、面接授業の出席状況と小レポート及び実技演習での技術習得が認められるものであることを総合的に判定し、その合格者に対して当該科目の修了を認定する。

2、レポートの成績評価は、各100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。

3、教育課程に定める面接授業の出席時間数が3分の2以上に満たない者については、当該科目の認定をすることができない。

4、レポートの成績評価が不合格の場合、又は面接授業が不合格になった科目については、指定する期限、方法によりレポートの再提出、又は面接授業の再履修を認めることができる。この場合においては、所定の手続きをとり、本校の許可を得なければならない。

5、受講後2年目以降も引き続き、前項に定めるレポートの再提出及び面接授業の再履修になる科目は、再履修科目として取り扱う。この場合においては、代表の許可を得なければならない。

(修了)

第19条

本講座に1ヶ月以上在籍し、所定の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、代表が修了を認定する。

(修了証明書の授与)

第20条

前条の規定により修了が認定された者に対し、代表は修了証明書を授与する。

(修了管理の方法)

第21条

第19条の定めにより研修を修了した事を認定され、第20条により修了証明書の授与を受けた者について、修了者台帳を作成し、氏名・住所・生年月日・修了年月日・修了番号等を記載して管理する。

第7章 賞罰

(表彰)

第22条

成績、性行ともに優れ、他の模範となる者は、教員会議の議を経て、代表が表彰することがある。

(懲戒)

第23条

- 1、本校の受講生としての本分に反する行為をした者は、教員会議の議を経て、代表が懲戒する。
- 2、前項の懲戒は、除籍及び訓告とする。
- 3、前項の除籍は、次の各号の一に該当する者に対して行う。
 - 一 性行不良で改善の見込みがない者
 - 二 正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - 三 本研修課程の秩序を乱し、その他受講生としての本分に著しく反した者

第8章 受講料及び受講料の返還

(受講料)

第24条

- 1、研修参加費用は以下のとおりとする。(消費税・テキスト代込)

受講対象者の有する資格	時間数	受講料
無資格者	450時間	130,000円
介護に関する入門的研修	430時間	130,000円
訪問介護員研修3級(ヘルパー3級)	420時間	120,000円
認知症介護実践者研修	420時間	120,000円
生活援助従事者研修	410時間	120,000円
喀痰吸引等研修	400時間	110,000円
訪問介護員研修2級(ヘルパー2級)	320時間	100,000円
介護職員初任者研修	320時間	100,000円
訪問介護員研修1級(ヘルパー1級)	95時間	50,000円
介護職員基礎研修	50時間	30,000円

- 2、支払い方法としては、一括払い・分割払いがある。
- 3、寿楽荘ケアスクールオリジナル割引を行うことがある。

(受講料の返還)

第25条

既納の受講料及びその他の費用は一切返還しない。

第9章 補則

(開示する情報の項目)

第26条

本校及び本講座における開示すべき、設置者に関する情報・養成施設に関する情報・養成課程に関する情報・実績に関する情報・その他関連する情報等については、設置者である社会福祉法人寿楽会のホームページ上で、虚偽又は誇示なく公表していくものとする。

(<http://jurakuso.sakura.ne.jp>)

(個人情報保護)

第27条

運営上知り得た受講生に係る個人情報は、必要最低限の範囲で適切に取り扱うものとし、

不当な目的に使用しない。

(学則の改廃)

第28条

この学則の改廃は教員会議の議を経て、代表の承認を得るものとする。

第29条

この学則に定めるもののほか必要な事項は、代表が別に定める。

附則

この学則は、平成28年6月1日から施行する。

この学則は、平成28年7月1日から施行する。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

この学則は、平成30年2月10日から施行する。

この学則は、平成31年4月1日から施行する。